附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　防じんマスク（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十四条の二第五号の防じんマスクをいう。）のうちこの省令による改正後の機械等検定規則（次項において「新規則」という。）第十四条第一号に規定する吸気補助具付きのもので、この省令の施行の日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十四条の二第一項の型式検定を受けることを要しない。

2　この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の機械等検定規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による型式検定合格標章は、新規則に定める相当様式による型式検定合格標章とみなす。

3　この省令の施行の際現に存する旧規則に定める様式による型式検定合格標章の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする点眼剤に対する動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

改正後

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために と殺する前4日間
	（略）	（略）	（略）
	豚 すずき目魚類 にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの） うなぎ目魚類	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
レバミゾールを有効成分とする外皮塗布剤	（略）	（略）	（略）
塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする点眼剤	馬	1日量として1眼当たり1.4895mg以下の量を点眼すること。	食用に供するために と殺する前4日間

注　1～16　（略）

17　「点眼剤」とは、眼に滴下する方法により投与する動物用医薬品をいう。

18・19　（略）

改正前

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	（新設）	（新設）	（新設）
	豚 すずき目魚類 にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの） うなぎ目魚類	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
レバミゾールを有効成分とする外皮塗布剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

注　1～16　（略）

（新設）

17・18　（略）

○農林水産省令第三十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。